

<FAXでの申請はできません>

※本申請書の有効期間は当該年度の2月入園審査までです。

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書

品川区長 あて

私は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による保育認定および保育所等利用希望について、次の事項に同意のうえ申請します。

- ①各種必要書類を定められた期限までに提出すること。また、提出した書類の内容について、区および保育所等で情報共有を図ること。
- ②保育認定および利用調整(入園選考)、保育料算定に必要な場合、区が保有する個人情報(住民基本台帳・課税台帳等)を利用すること。
- ③申請内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出をすること。
- ④保育所等の利用内定または利用開始後、申請内容が事実と異なり、保育認定および利用調整(入園選考)に重大な影響を及ぼす場合、速やかに内定辞退または退園の届出をすること。

※裏面も記載してください。

申請日	年	月	日				
申請者	現住所						
	氏名(保護者)				電話番号 (日中連絡先に☑)	<input type="checkbox"/> 母	
	個人番号						<input type="checkbox"/> 父
				<input type="checkbox"/> その他	続柄()		

世帯全員の氏名(上記の申請者含む)を記入して申請児童の番号に☑を入れてください。

	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	申請児童 との続柄	個人番号	
					職業・通園先・通学先	
<input type="checkbox"/>	1					
<input type="checkbox"/>	2					
<input type="checkbox"/>	3					
<input type="checkbox"/>	4					
<input type="checkbox"/>	5					
<input type="checkbox"/>	6					

申請時点で住民登録が品川区外ですか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
複数の児童を同時に申請しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、別紙きょうだい入園(転園)条件確認表を提出してください。

【注意】複数の児童を同時に申請する場合は、別紙きょうだい入園(転園)条件確認表を必ず記載してください。

保育を希望する期間	年	月	1	日	～	<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで
						<input type="checkbox"/> 年 月 まで

利用希望園(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

- ※1 希望順位は審査に影響ありません。認可以外の施設・年齢対象外の園を記載した場合、除外して選考します。
- ※2 在園児童の転園申請をする場合は、在園している園の記載は不要です。
- ※3 複数の児童を同時に申請する場合、きょうだい入園(転園)条件確認表および利用希望園の記載が必要です。

第1希望園		第5希望園	
第2希望園		第6希望園	
第3希望園		第7希望園	
第4希望園		第8希望園	

入転園確認表(表面 ※裏面あり)

【必ずご確認ください】※関連指数の詳細は保育園のご案内をご確認ください。

【令和6年4月以降用】

下記確認事項については、調整指数および審査の優先順位等に関わる内容です。

必ず保護者の方全員が就労状況等を確認のうえ、該当するものみに✓を入れてください。

- ・ 下記確認事項について回答項目の内容を全て理解し、回答漏れ・不備書類がないことを確認しました。
- ・ そのため、回答漏れおよび締切までに書類提出がない場合、選考上一切考慮されなくてもかまいません。
- ・ 提出する根拠書類の内容について、事実と相違ないことを確認しました。
- ・ 確認事項を遵守できない場合、入園内定の取消または退園になることに同意します。
- ・ 入園月には、提出した保育が必要な事由に関する根拠書類のとおり在園します。

上記について保護者総意のもと署名し、申請します。 保護者署名

	確認事項	回答項目	備考	※関連指数
申請児童状況等に関する事	1	申請初月のみの入園希望とし、翌月以降の申請は取り下げる。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、申請初月のみの申請として取り扱います。 【注意事項】 ・✓した場合、申請初月以外の結果通知発行に一切応じません。 ・✓しない場合、当該年度の2月入園審査まで有効です。	-
	2	申請児童の日中の保育状況について、現在どこの施設にも預けていない。 ※保育施設等に預けている、預ける予定の場合は裏面9-1にてご回答ください。	<input type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 親族に預けている <input type="checkbox"/> 知人に預けている <input type="checkbox"/> 職場に連れて行っている	-
	3	保育園の入園を希望せず、育児休業の延長を希望する。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、入園選考における優先順位を一番低いものとして取り扱います。 【注意事項】 ・育児休業の延長に必要な保育所等利用不可通知書は、必要な入園希望月等を必ず職場に確認ください。	-
基本指数に関する事	4	入園月中に育児休業から復職せず、品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園(保育園部門)から転園を希望する。	<input type="checkbox"/> 【注意事項】 ①世帯にて別に新規入園申請をする児童がいる場合、入園月中の復職が必要です。復職を伴わない転園申請はできません。 ②基本指数については就労ではなく妊娠・出産を適用します。	基本指数番号2
	5	転職、起業等の理由のため、現在の職場で利用希望入園月までの直近3ヶ月の勤務状況が確認できない。	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 ①1ヶ月以内の転職かつ前職が雇用契約のある職場にて勤務 ⇒前職の給与明細、源泉徴収票等 ②1ヶ月以内の転職かつ前職が自営業者等にて勤務 ⇒前職分の就労状況申告書および就労根拠(開業届等) ③前職はないが現在学校に通学している、または通学していた。 ⇒就学(予定)状況証明書(品川区所定様式)	基本指数番号1
	6	入園月の保護者の働き方等について、下記の予定がある。 ①1日あたり2時間(または、拘束時間6時間を満たす範囲内)を超えて時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む ②勤務の日数、時間の契約変更等 ※就学の場合の履修変更等についても右記②にて記載してください。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、下記に記載してください。 <input type="checkbox"/> ①1日あたり2時間(または、拘束時間6時間を満たす範囲内)を超えて時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む ⇒父母取得する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労 (母) 変更後、月 日・週 時間にて就労 <input type="checkbox"/> ②勤務(就学)の日数、時間の契約変更(履修変更)等がある ⇒父母変更する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労(就学) (母) 変更後、月 日・週 時間にて就労(就学) 【注意事項】 ①を申告した場合、申告した勤務日数、時間にて指数認定をします。 ②を申告した場合、勤務(内定)証明書NO15に勤務日数等を変更する旨の証明または就学(予定)状況証明書に就学日数等を変更する旨の証明が必要です。	基本指数番号1
	7	現在、妊娠している。 ※該当する場合、右記に出産予定日を記載してください。	<input type="checkbox"/> 出産予定日: 年 月 日 【注意事項】 出産月を挟んで前後2ヶ月は原則出産要件の指数を適用します。	基本指数番号2
8	現在、妊娠しているが(上記7にて回答済み)、入園月中は就労する。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、就労要件の指数を適用しますが、産前産後の体調を必ず考慮したうえで、ご回答ください。 【注意事項】 入園月中に就労をしない場合、内定取消となります。	基本指数番号1	

(注意)裏面についても記載してください。

調整指数に関する こと	9 1 1	<p>保育施設等に申請児童を預けている、または預ける予定がある。</p> <p>※1. 品川区内の認可保育園・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業・定期利用保育事業から転園が決まった場合、内定を辞退しても元の保育園には戻れません。</p> <p>※2. 調整指数番号8の適用条件は、下記2点です。</p> <p>(1) 預かり時間が月48時間以上である。 (預かり予定含む)</p> <p>(2) 入園希望月の前月までに就労している。 (就労予定含む)</p>	<p>左記に✓した場合、下記に記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 認可保育園・認定こども園・地域型保育事業 (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業 (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 幼稚園 (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 認可外保育施設等 <input type="checkbox"/> 認証 <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> シッター <input type="checkbox"/> 企業主導型 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>① 施設名: _____</p> <p>② 入園月: _____ 年 _____ 月</p> <p>③ 保育時間: _____ 月 _____ 時間</p> <p>【下記の書類が必要です】 受託証明書(上記(4)のみ必要です。)</p>	調整指数 番号8
	9 1 2	<p>現在育休中だが、入園希望月の前月までに、認可外保育施設等に預け(上記9-1にて回答済み)、就労する予定がある。</p> <p>※該当する場合、右記に復職予定日を記載してください。</p>	<p>復職予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p><input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明書NO14における証明または復職証明書にて、入園希望月の前月までに就労予定であることを確認しますので、証明書類を必ずご提出ください。</p>	調整指数 番号8
	10	生活保護を受給している。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 生活保護受給証明書</p>	調整指数 番号1
	11	保護者どちらかが保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭)として保育園等で勤務している。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 保育士等優先入園に関する誓約書</p>	調整指数 番号13
	12	保護者どちらかが医師・看護師として医療機関等で勤務し、医療行為をしている。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 医療機関等勤務の医師・看護師優先入園に関する誓約書</p>	調整指数 番号14
	13	保護者どちらかが会社命令により単身赴任している、または予定がある。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 勤務(内定)証明書NO17における証明</p>	調整指数 番号10
	14	保護者どちらかが障害者手帳・愛の手帳を持っている。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 ①手帳の写し ②主治医がいる場合、保育状況意見書</p>	調整指数 番号15
15	保護者どちらかが特定医療費(指定難病)受給者証を持っている。	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 受給者証の写し</p>	調整指数 番号16	
16	申請児童の弟・妹の育児休業取得により、区内の認可保育園等を退園したことがある。	<p><input type="checkbox"/> 当該項目に関連する書類の提出は不要です。</p>	調整指数 番号11・12	
階層に関する こと	17	<p>令和5年または令和6年の1月1日に品川区外に住民登録がある。</p> <p>※品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、状況確認のためにご連絡する場合があります。</p>	<p>左記に✓した場合、下記に記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①令和5年の1月1日品川区外に住民登録がある →令和6年4月～8月選考は下記自治体へ税額を照会 父:(都道府県) _____ (市区町村) _____ 母:(都道府県) _____ (市区町村) _____</p> <p><input type="checkbox"/> ②令和6年の1月1日品川区外に住民登録がある →令和6年9月～令和7年4月選考は下記自治体へ税額を照会 父:(都道府県) _____ (市区町村) _____ 母:(都道府県) _____ (市区町村) _____</p>	-
	18	<p>令和4年または令和5年中に海外収入がある。</p> <p>※対象年に国外に居住していた方は、収入の有無に関わらず『年間給与証明書・年間収入申告書』をご提出ください。国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。</p>	<p>左記に✓した場合、入園希望月に応じて、該当する年の海外収入を『年間給与証明書・年間収入申告書』にてご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①令和6年4月～8月の利用月に入園申請する方 →令和4年中の年間給与証明書・年間収入申告書</p> <p><input type="checkbox"/> ②令和6年9月～令和7年4月の利用月に入園申請する方 →令和5年中の年間給与証明書・年間収入申告書</p> <p>【注意事項】 会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。</p>	-
	19	<p>祖父母と同居している、または同居する予定がある。</p> <p>※同居の祖父母について、階層の算定対象とする場合があります。</p>	<p><input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 保護者の直近3ヶ月分の給与明細等の収入が分かる書類 ※保護者全員が非課税で収入が確認できない場合のみ</p>	-

重要事項確認書兼同意書

確認事項を全てお読みになり、保護者総意のうえ、署名をお願いします。

申請において、本同意書の確認事項について全て確認しました。確認事項を遵守できない場合、入園内定の取消または退園になることに同意します。

保護者署名

確認事項	
申請に関する こと	1 入園月には、提出した保育が必要な事由に関する根拠書類のとおりに入園することが必要です。
	2 利用希望園にて認可以外の保育施設および年齢対象外の園を記載した場合、除外して選考します。また、利用希望園は8園までの申請が可能です。申請締切後の希望園の追加、順位の入替えはできません。
	3 本申請については、区外へ転出した場合自動的に取下げます。
	4 通常の入園申請および育児休業明け入園予約制度の申請を併願した方は、どちらか一方が先に結果発表で内定した場合、もう一方の申請を自動的に取下げます。入園予約制度の内定を保持したまま、通常の入園申請はできません。
	5 各月の選考結果については、全ての保護者の方へ書面で通知しております。結果発表日当日のお電話での問い合わせは回答できません。なお、翌月以降の申請を継続している方の保育所等利用不可通知書については、 発送希望がない場合、申請初月のみ通知します。
	6 兄弟姉妹で同時申請後に、どちらか一方が内定した場合、不承諾となったもう一方の児童については申請継続となります。申請希望がなくなった場合、必ず【申請児用】認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書にて取下げが必要です。
	7 申請後、申請内容(家庭状況、勤務状況等)に変更が生じた際は、 利用調整に大きく影響する場合があります。 内容によっては届出が必要ですので、速やかに保育課入園相談担当までご連絡ください。
	8 本申請にて、入園内定後、別途転園申請を希望する場合は、改めて保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書を含む必要書類一式の提出が必要です。
	9 認証・認可外助成金の申請、助成要件等については保育支援課開設・計画担当にお問い合わせください。
育児休業に関する 確認事項	10 育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、転職先への就労内定として取り扱います。ただし、申請締切日までに勤務(内定)証明書の提出がなければ、求職活動の指数を適用します。
	11 保育所等利用不可通知書の発行は、申請月において不承諾になっている必要があります。内定月または未申請月においては、いかなる場合も発行できません。
	12 育児休業中に申請をする場合、入園月中の復職および保育園の利用開始が必要です。また復職においては、年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。
郵送・書類に関する こと	13 保育園のご案内、区HP上の手続きガイド等にて申請に必要な書類を必ずご確認ください。
	14 保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書、入転園確認表およびきょうだい入園(転園)条件確認表は記載例を必ずご確認ください。
	15 簡易書留以外で郵送した申請書の未着等の郵送事故については、区では一切責任を持ちません。
	16 郵送での申請においては、必ず同封書類の封入漏れをご確認ください。
	17 4月入園(一次)を除き、申請締切日以降に品川区が受領した申請書および追加書類は次回の選考から適用します。
	18 提出書類は返却しませんので、コピー等をしたうえでご提出ください。
	19 勤務(内定)証明書の内容について、証明発行先に問い合わせる場合があります。
	20 勤務(内定)証明書記載チェックシートを参照し、勤務(内定)証明書の 記載事項 について 申請前に必ずご確認ください。 (記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります)
	21 就学(予定)状況証明書および保育状況意見書の 記載事項 について 申請前に必ずご確認ください。 (記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります)
	22 証明書類の偽造は有印私文書偽造罪に問われ、内定取消または在園中に発覚した場合についても、退園となります。

(注意)裏面についてもご確認ください。

入転園申請時に関する確認事項	利用調整に関すること	23	入転園確認表上の回答および調整指数に該当することを証明する書類の提出がない場合、提出予定であったとしても調整指数は加点しません。(調整指数番号2、5～6、8(定期利用保育事業、空きスペース利用型年間保育事業に預けている場合)、9、11、12、17については書類の提出は原則不要です。)
		24	調整指数番号13については保育士等として保育園等で在籍している場合のみ、加点対象です。
		25	調整指数番号14については、医師・看護師免許を保持して、医師・看護師として医療機関等において医療行為をしている場合が対象ですので、歯科医師として勤務している方は対象外です。
		26	世帯に関する調整指数については、保護者がともに該当する場合においても、重複して加点(減点)しません。詳細は保育園のご案内をご確認ください。
	転園に関すること	27	品川区内の認可保育園・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業・定期利用保育事業から転園内定した後は、いかなる場合も転園を辞退して現在の園に残ることはできません。申請を取り下げる際は、必ず各月の申請締切日までに【申請児用】認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書にて申請が必要です。
		28	転園する児童が既に区内認可保育園にて、同一園に揃っている場合は調整指数番号5は対象外です。
		29	家庭的保育事業・小規模保育事業に在園しており、連携施設への進級が内定している状態で、別途通常の入園申請をする際は、辞退できません。(通常の入園申請が不承諾となった場合、内定先の連携施設へ進級します)
	希望園および児童に関すること	30	認可保育園の短時間保育室枠および家庭的保育事業の保育時間については、基本開園時間のうち、短時間(8時間以内)の認定です。兄弟姉妹で一人でも当該保育施設に入転園の内定をした後は、その月より他の兄弟姉妹においても短時間(8時間以内)の認定となります。
		31	小規模保育事業については、その他の認可保育園と延長夜間対応が異なります。延長保育の利用料等の詳細は直接施設にお問い合わせください。
		32	家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があります。
	33	申請時点において、児童の健康上あるいは発達上気になることの申告がなく、入園内定後に園との面談等で特別な配慮が必要であることが確認された場合、内定取消または希望月からの入園はできません。	
内定後に関すること		34	育児休業中に兄弟姉妹で同時に申請し、かつきょうだい入園(転園)条件確認表にて1人だけでも入園を希望している場合、1人だけ内定となった際には、入園月中の復職および保育園の利用開始が必要です。
		35	やむを得ず内定を辞退する場合は、他の方の入園の機会を奪うこととなりますので、速やかに入園辞退届を提出してください。
		36	内定後、入園月中に育児休業を取得している会社に復職する場合は、復職証明書を必ず提出してください。
		37	内定後、保育要件または勤務日数・時間などの変更が生じ、利用調整を受けられた時点の条件を満たさない場合は、他の児童との審査の公平性を鑑み、いかなる場合も内定取消または退園となります。
在園時に関する確認事項	在園ルールに関すること	38	年に一度、保育園の在園資格を確認するための必要書類を全世帯ご提出いただきます。提出書類については、必要に応じて、随時調査します。
		39	育児休業中の在園資格について、育児休業対象のお子様は満1歳の年度末まで、上のお子様の在園を認めます。また、上のお子様は翌年度で5歳児クラスになる場合には、卒園まで在園を認めます。
		40	ご家庭の状況に変更があった場合は、必ず保育園に認定変更申請書兼勤務に関する変更届を根拠書類とともにご提出ください。なお、就労要件から妊娠・出産要件等、認定内容・必要量が変更となる場合には、必ず前月20日までに、書面で届出が必要です。
		41	保育の認定内容・必要量については、保護者の就労等の要件により、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上在園している場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる認定内容・必要量で認定はしません。
		42	就労要件にて在園するためには、月12日かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすることが必要です。
		43	保育園の在園要件を満たさなくなった際は、退園となります。
		44	在園中、私立幼稚園等の二重在籍については公費の二重給付に該当し、認められません。
		45	保育園の預かり時間については、保育認定における必要量の中で、各家庭の状況に応じて決まります。具体的な預かり時間については、園とご調整ください。
		46	品川区外に転出した場合、引き続き同じ保育園に通園するためには手続きが必要です。なお、育児休業を取得している場合(転出した年度末まで在園可能)または転出後、育児休業を取得した場合(取得した年度末まで在園可能)については、在園期間に制限があります。
保育料に関すること	47	1日でも保育園に在籍している場合は、登園日数にかかわらず1ヶ月分の保育料がかかります。	
	48	保育料算定において、住民税課税対象年度に海外での収入があった場合は、海外での収入が確認できる年間給与証明書・年間収入申告書(品川区所定様式)の提出が必要です。	
	49	住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1, 031, 300円以上の世帯(最高階層)と同様の階層認定および保育料算定となります。	

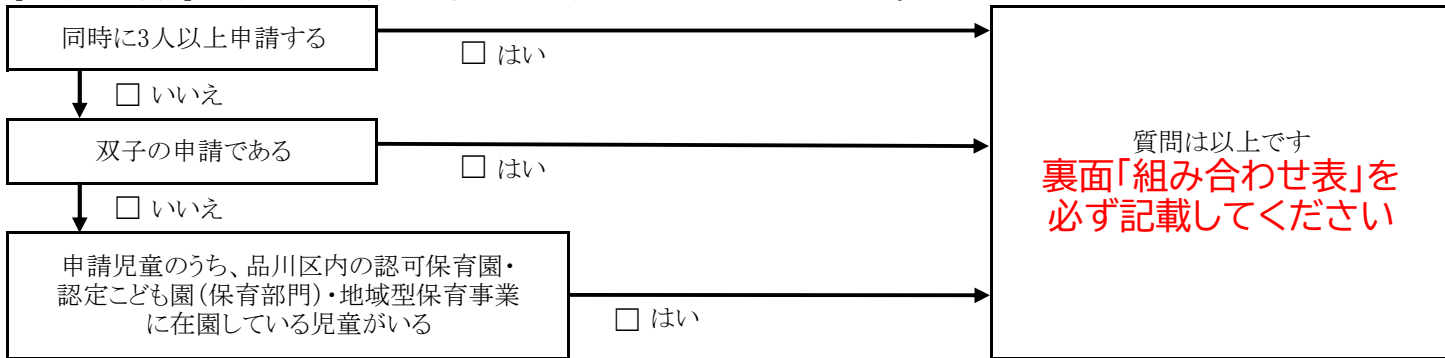
きょうだい入園(転園)条件確認表

【令和6年4月以降用】

※記載例を必ずご確認ください※

	①申請児童	②申請児童	③申請児童
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【きょうだい条件】 下記フローチャートに沿って該当する項目に☑をつけてください。



下記①・②をフローチャートに沿って両方とも回答してください

①きょうだいどちらか1人だけ入園できる場合、入園希望する

☐ 入園を希望する(※1) ☐ 入園を希望しない

質問は以上です
2人とも入園できる場合のみ、内定されます

☐ どちらか1人だけでも入園希望 ☐ 特定の児童のみ1人でも入園希望

質問は以上です
1人でも入園できる場合、内定されます

質問は以上です
裏面「組み合わせ表」を必ず記載してください

②きょうだい2人とも入園できる場合、別々の園でも入園希望する

☐ はい ☐ いいえ

質問は以上です
2人同時に同じ園で入園できる場合のみ内定されます

☐ 希望順位を優先 ☐ 左右の条件以外 ☐ 同一園を優先

質問は以上です
希望順位のとおり
に内定されます

質問は以上です
希望順位が低くても
同一園で揃う場合に
内定されます

質問は以上です
裏面「組み合わせ表」を
必ず記載してください

(※1) 1人だけ内定となった場合、以下の取り扱いにご注意ください

- ・求職活動で申請している場合、どちらか1人でも入園した月から2か月以内に就労開始が必要
- ・育休中に申請している場合、どちらか1人でも入園した月中に復職が必要

組み合わせ表

【3人以上同時申請する方・双子同時申請する方・フローチャート以外の特別な条件がある方等】

【保護者同意欄】
<ul style="list-style-type: none"> ・組み合わせ表を記載している場合、フローチャートの内容と相違があったとしても、組み合わせ表の内容のとおりを選考を希望します。 ・記載例を確認し、内容を理解したうえで組み合わせ表に記載した内容以外の組み合わせは希望しません。 ・申請書の希望順位と組み合わせ表の希望順位とに相違がないことを確認しました。 ・表面のフローチャートの結果組み合わせ表の提出が必要となる(もしくは組み合わせ表での選考を希望する場合、希望園の追加、削除および順位変更をする際に組み合わせ表を必ず再提出します。
保護者署名

【注意事項】

- ・入園を希望する組み合わせ順をすべて下記の表に記載してください。
- ・きょうだいの入園(転園)条件確認表は、きょうだい同時で申請し、入園(転園)を希望する方のための書類です。そのため、**第1希望できょうだいのうち1人だけでの入園(転園)を希望する組み合わせ表は受け付けられません。**
- ・申請児童の中に、品川区内の認可保育園、認定こども園(保育部門)、地域型保育事業に在園している児童がいる場合、**組み合わせ表には現在在園している保育園も含めて記載してください。**
ただし、申請書には現在在園している保育園を除いて記載をしてください。(在園している児童のみ)
- ・記載しきれない場合は「以降、別紙に記載」にチェックをし、組み合わせ表を必要枚数印刷してください。

希望順	①申請児童 氏名	②申請児童 氏名	③申請児童 氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

以降、別紙に記載